

認定事例

(災害補償課)

近隣の建物火災において、自宅からバケツリレーによる初期消火作業中に心室細動を発症（補償の対象）

- 1 災害を受けた者** A県B市 男性（75歳）
クリーニング工場の作業員
- 2 傷病名及び程度** 急性心不全 死亡
- 3 災害発生年月日** 平成21年2月5日

4 災害発生状況

平成21年2月5日午前4時30分、被災者Aは、自宅前で火災が発生したことから妻に起こされ、肌着1枚・股引1枚・裸足で自宅の風呂の水を20ℓ用バケツに5～7分位汲み、火災宅へ駆けつけて燃えている玄関に水をかけた。さらに水を汲んでかけるため、バケツを持って自宅と火災宅の間（10m）を10回往復した。

同4時40分から、息子や妻とともにバケツリレーを開始し、Aは火災宅の前で受け取ったバケツで水をかける作業に従事した。同4時43分、Aが仰向けで倒れているのを息子が発見した。その後、救急車により病院へ搬送中、心室細動が確認されたことから除細動が施行され、病院到着後に医師の治療を受けたが、同7時35分「急性心不全」で死亡した。

5 参 考

- ① 身体の様況等
身長 165cm、 体重 50kg
嗜好品の状況 タバコ 20本／日
飲 酒 ビール1本／日
(または焼酎コップ1杯／日)
コーヒー 1杯／日

既往症の有無 なし

- ② 発症当時の気象状況
快晴、気温1.9℃、湿度90%
- ③ 意見書 あり

【説 明】

(1) Aは災害発生状況から、消防法第25条第2項の規定に基づく消防作業従事者に該当するものですが、本件が公務上の災害であるか否かの判断では、(民間人が消防作業従事中に心臓疾患を発症して死亡した事案であることから、) 消火活動と当該疾患の発症との間に相当因果関係が認められるか否かが重要となります。

脳・虚血性心疾患などの疾病は、負傷とは異なり、一般的にその発症原因が外面的に明らかではないため、公務上・外の認定に当たっては公務起因性の有無が主要な判断要素と

なります。

疾病は、被災団員・民間協力者が元々有していた血管病変等がその発症に大きく関与していることが多いことから、公務起因性の判断は、個々の事例に即し、医学的知見を参考に総合的に行うこととなります。総合的に判断した結果、疾病を発症させたと考えられる幾つかの要因のうち、公務が相対的に有力な発症原因と認められる場合に限り、公務上の災害として認められることとなります。

(2) 本件の場合、まず、Aの発症当日における消防作業従事状況をみると、Aは睡眠中に妻から突然起こされ、気温1.9℃の寒冷の中、薄着（肌着・股引のみ）で、消火活動に従事しており、その活動内容は、自宅風呂で20ℓ用バケツに5～7分位汲んだ水を10m離れた火災宅に持ち運んでの消火行為を10回行った後、引き続き家族とのバケツリレーで水をかけるなど行っており、また、その活動が火災建物の眼前という異常環境において行われていることから、一連の消火活動には相当強度の肉体的・精神的負荷があったものと考えられます。

(3) さらに、医学的知見によれば、

① Aは高齢（75歳）や喫煙習慣という危険因子はあるものの、日常生活や仕事に支

障となるような健康上の問題などなく、また、既往症や特に肥満等の危険因子もないことから、発症当時には身体が特に悪化していた状態（いつ発症してもおかしくない状態）にまで至っていたとは考えられない。

② 災害発生状況から被災者には相当強度の肉体的・精神的負荷があったと考えられる。

③ したがって、一連の消火活動による過重な負荷が主な原因となって、心室細動を発症して死亡に至ったものとするのが妥当である。

としています。

(4) これらのAの疾病の発症前に従事した消火活動の状況及び医学的知見を総合的に判断すると、本件については、発症当日における消火活動による肉体的・精神的に過重な負荷が相対的に有力原因となって、血管病変等を著しく増悪させた結果、心室細動を発症して死亡に至ったものと判断することが妥当であると考えられ、消火活動と疾病発症との間に相当因果関係は認められます。したがって、Aは応急消火の協力義務者として同法第36条の3第1項の規定に基づく補償の適用があるものと判断しました。